平成２５年（フ）第７１号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目３番地53　山の手団地57－Ｂ－２－745
債務者　工藤　紗由（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
新潟市江南区早苗１丁目２番12号　エンジェル　ウインド103号
債務者　谷本　　豪
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４２号
群馬県高崎市乗附町1565番地179
債務者　櫻井　明彦
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石あゆ子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５７３２号
大阪府吹田市五月が丘西６番４―708号
債務者　すてーきはうす季里こと　横田　正和
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　興平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４５号
奈良市学園赤松町3422番地の２　ビバリーヒル学園前Ｃ―106号
債務者　畑中　　剛
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　史記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９３号
神奈川県大和市下鶴間2591番地　マツレキ株式会社寮
債務者　山本　辰美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６号
三重県名張市美旗町池の台東206番地
債務者　植田　典文
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５５２８号
大阪市福島区海老江７丁目14番５号　菊花マンション304号
債務者　塩野　　助
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６７４号
大阪市淀川区加島３丁目11番53―1503号
債務者　清水　千苗
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３７号
堺市西区鳳中町10丁６番地１　パレス竹ヶ城１－Ｄ
債務者　濵﨑　義明
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸野　　正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３号
奈良県橿原市東坊城町675番地の７
債務者　橋本紙工こと　橋本伊佐夫
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
北海道北見市中央三輪８丁目15番地５ラフィネ２－Ｄ号、前住所北海道北見市川東56番地154
債務者　田村　昌弘
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第５７５３号
大阪市鶴見区緑１丁目３番６―501号
債務者　市川　一男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洞　　良隆
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１４号
山形県西村山郡河北町谷地字谷地53番地
債務者　細谷　範良
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２４号
山形県寒河江市大字寒河江字月越12番地の２
債務者　遠藤　久夫
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
島根県出雲市湖陵町差海1700番地１
債務者　中尾美佐子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第８０号
島根県出雲市塩冶町884番地１　万代アパート１号
債務者　土江　瑞子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第６４号
和歌山県西牟婁郡白浜町3137番地の10、前住所兵庫県神戸市兵庫区新開地６丁目２番14―706号
債務者　川元　択真
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部